

第32回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 令和3年10月27日(水) 14時
ところ 兵庫県動物愛護センター 愛護館

1 令和4年度予算(案)について

2 尼崎市動物愛護推進員要綱改正について

3 その他

(添付資料)

- 資料1 第32回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 令和2年度決算
- 資料3 令和4年度予算(案)
- 資料4 尼崎市動物愛護推進員要綱(案)
- 資料5 尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱

動物愛護基金の収支（令和2年度）

資料2

令和元年度末基金残額	47,047,710 円	
【1】令和2年度寄付金受入額①（令和2年4月30日～令和3年3月30日）	7,491,209 円	（令和3年3月31日積立額） 7,608,938 円
【2】令和2年度運用収入受入額	117,729 円	
【3】令和2年度基金繰入額①（令和3年3月17日振替起票）	5,442,706 円	
令和元年度末基金残額+【1】+【2】-【3】	49,213,942 円	
令和2年度寄付金受入額②（令和3年3月31日～令和3年4月30日）	85,000 円	（令和3年5月31日積立額） 85,105 円
令和3年5月31日運用収入受入額	105 円	
令和2年度基金繰入額②（令和3年3月31日振替起票）	120,400 円	
令和3年5月末基金残額 （＝令和3年6月～の総運用基金額）	49,178,647 円	前年度末比増減額 2,130,937 円

（動物愛護基金活用事業）

収容動物トリミング費（報償費）	6,000 円	報償費 6,000 円
薬資材等購入費（猫用インターフェロン、収容猫用フード等）（消耗品費）	704,429 円	
多頭飼育現場対策費（保護メガネ）（消耗品費）	3,872 円	消耗品費 871,926 円
学校飼育動物用飼料購入（消耗品費）	64,405 円	
犬糞害防止啓発用看板購入（消耗品費）	93,060 円	
収容施設改修工事設計図面印刷費（消耗品費）	6,160 円	負担金補助及び交付金 4,685,180 円
野良猫不妊手術費用助成（負担金補助及び交付金）	3,442,480 円	
団体譲渡動物管理支援助成（負担金補助及び交付金）	679,300 円	
多頭飼育猫不妊手術助成（負担金補助及び交付金）	563,400 円	
譲渡会開催支援助成（負担金補助及び交付金）	0 円	
合 計	5,563,106 円	

動物愛護基金活用案

資料3

(千円)

	令和3年度予算	R2年度	R3年度		R4年度	前年度との 予算の差額	備考	
		決算	予算	現在(10/25) の執行額	残額			予算(案)
助成	野良猫不妊手術助成金	3,443	5,500	3,670	1,830	6,500	1,000	・令和3年度野良猫不妊手術助成金 (R3年10月時点) 3,670 ・令和2年度野良猫不妊手術オス手 術匹数311匹×1,000円= 311
	野良猫捕獲搬送費助成	-	200	0	200	200		
	多頭飼育猫不妊手術助成金	563	500	0	500	600	100	
	小計	4,006	6,200	3,670	2,530	7,300	1100	
委託	多頭飼育動物不妊手術委託料	-	500	0	500	500		・収容施設改修工事はR4年3月末に 完成予定。R4年度は工事費を計上 していないが、万が一、工事が遅れ た場合、R3年度予算をR4年度に繰 越す。)
	工事設計委託費	-	7,753	6,022	1,731	-	-7,753	
請工 負事	施設改修工事費	-	37,422	0	37,422	-	-37,422	
	動物収容設備等購入費	-	7,116	0	7,116	-	-7,116	
啓発・ 適正飼 養	動物飼養マナー啓発看板	93	100			100		
	動物愛護基金PRポケットティッシュ	0	30			30		
	動物愛護啓発用パンフレット	0	110	11	289	110		
	動物飼養啓発マナーグッズ	0	40			40		
	猫侵入防止機	0	20			20		
	学校飼育動物飼料	65	100	0	100	100		
	小計	158	400	11	389	400	0	
ボ ラン ティ ア 支 援	収容犬のトリミング	6	30	3	27	30		
	譲渡会会場費助成	0	200	0	200	100	-100	
	収容動物用薬資材等購入費	704	1,237	494	743	1,409	172	
	ボランティア保護関係費用	689	1,200	313	887	1,200		
	※ワクチン費、治療費、不妊・去勢手術費、検査費 その他ボランティア支援							
小計	1,399	2,667	810	1,857	2,739	72		
合計	5,563	62,058	10,513	51,545	10,939	-51,119		

尼崎市動物愛護推進員設置要綱（案）

（目 的）

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第38条の規定に基づき動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

（委 嘱）

第2条 推進員は尼崎市（以下「市」という。）に居住し、動物愛護の推進に熱意と識見を有する20歳以上の者で、次の各号の条件を満たす者の内から市長が適任と認める者に委嘱する。

- (1) 地域の実情に精通し、動物の愛護及び管理に関する活動を尼崎市動物愛護センター（以下、「センター」という。）と協力して行うことができる者
- (2) 動物の愛護及び管理に関する知識等の普及啓発等に係るセンターとの活動実績があり、若しくは推進員活動を適正に行うと認められる者で、指導力及び行動力に富む者
- (3) 法その他動物関連法令に反する行為等により行政から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者
- (4) 当該要綱に反する行為を行ったことのない者
- (5) 暴力団員又は暴力団員密接関係者でない者

2 市長は、推進員に対し、「動物愛護推進員証」（様式1号）を交付するものとする。

（委嘱期間）

第3条 推進員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

（活動内容）

第4条 推進員は、災害時における市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力及びセンターが実施する事業に関する協力をすることに加え、次の各号に掲げる協力活動のうち、市が指定した活動を行う。

- (1) 所有者が判明しない野良猫への繁殖制限措置に関する協力活動
- (2) 動物の適正飼育及び終生飼養に関する普及啓発協力活動
- (3) 動物の譲渡推進のための協力活動

（遵守事項）

第5条 推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公共の秩序に反した行為を行わないこと。
- (2) 推進員には公務員に準ずるような職務資格がないことから、施設等への立入調査や監視指導、措置命令などの権限がないことを理解し、遵守すること。
- (3) 推進員の立場を利用し、営利を目的とした活動を行わないこと。
- (4) 活動を行ううえで知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とすること。

- (5) 活動を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに、差別的な扱いや不快の念を抱かせないよう公正な判断で助言を行うこと。
- (6) 活動を行うにあたっては、「動物愛護推進員証」を必ず携行し、相手から求めがあった場合は提示すること。
- (7) 動物愛護センターの指示に従うこと。

(解 任)

第6条 推進員が、次のいずれかに該当する場合には、市長はこれを解任することができる。

- (1) 第2条第3号から第5号に該当しないことが判明した場合
- (2) 第5条各号のいずれかに反する行為を行ったと認められる場合
- (3) 推進員としての責務を果たさないと認められる場合
- (4) 推進員としてふさわしくないと認められる場合
- (5) 尼崎市外に居住地を移動した場合
- (6) 本人から解任の申し出があった場合

2 推進員は、前項の規定により解任された場合には、「動物愛護推進員証」を市長に返納しなければならない。

(費用等)

第7条 推進員活動に対する報償費や交通費など諸経費は支給しないものとする。

(報告等)

第8条 推進員は、推進員活動を行ったときは、「動物愛護推進員活動報告書」(様式2号)により、市長に報告しなければならない。

(研修会)

第9条 センターは、推進員との相互交流と技術研鑽を図るため、第4条各号に規定する市が指定した協力活動を行う推進員ごとに、必要に応じて研修会を開催する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動等についての必要な事項は市長が定める。

以 上

付 則

- 1 この要綱は、平成25年12月3日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成27年度末までとする。
- 3 この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱

(目 的)

第 1 条 「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）」第 3 9 条の規定に基づき、市民と行政が一体となった動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物が共に幸せに暮らせる社会づくりを行うため、尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所 掌)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議」から提言を受けた項目を具現化するための具体的な取り組みの検討及び推進に関すること。
- (2) 動物愛護推進員の活動の支援等に関すること。

(組 織)

第 3 条 協議会の委員は 1 0 名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、市民、社会福祉協議会代表者、市内で活動する関係団体代表者、学識経験者、動物愛護推進員（2 名以内）及び行政関係者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、別に定めるとおりとする。ただし、市民委員を除き再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前 2 項に規定する委員のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(会 長)

第 4 条 協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(作業部会)

第6条 協議会には作業部会を置くことができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、生活衛生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

以 上

付 則

- 1 この要綱は、平成23年 6月30日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成24年度末までとする。
- 3 第5条の規定にかかわらず、最初に召集される協議会は、市長が召集する。
- 4 この要綱は、平成27年 4月21日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 3年 8月 1日から施行する。